

ＰＦＩ事業に係る実施方針の策定の見通し

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「ＰＦＩ法」という。）第15条第1項及び同法施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条の規定により、御殿場市がＰＦＩ法に基づき策定を予定している実施方針に関して、次のとおり公表する。

平成30年3月8日

- 【特定事業の名称】 御殿場市公設浄化槽整備事業
- 【期間及び概要】 10年
- ① ＰＦＩ方式で特定地域内の一般住宅（併用住宅を含む。）を対象とした浄化槽設置業務および維持管理業務
 - ② 直営方式で既に市が管理している浄化槽のうち、使用者から維持管理を希望された浄化槽の維持管理業務
 - ③ 特定地域内で個人が設置した浄化槽のうち、市へ寄附された浄化槽の維持管理業務
- 【公共施設等の立地】 御殿場市公設浄化槽整備事業の特定地域及び拡大予定区域（別紙参照）
- 【実施方針策定の時期】 平成30年4月（予定）